

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	危険物の追加	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成23年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設や周囲の住民等の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。</p> <p>【内容】 現在、非危険物である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を第1類の危険物に追加する。 これに伴い、現在当該物質を取り扱う施設について、第1類の危険物を取り扱う施設として次のとおり市町村長等から新たに許可を受けなければならない場合がある。</p> <p>① 危険物を取り扱う施設としての技術上の基準を満たし、新たに許可を受ける必要がある施設(非危険物施設→危険物施設) ② より厳しい技術上の基準に適合する必要がある施設(危険物施設→技術上の基準が強化された危険物施設)</p> <p>なお、新たに適合させなければならない技術上の基準の中には、基準への適合性を確保するための工事等を要するものがあり、所有者等に負担が生じるものもあるため、保安の確保の観点から必要な最低限の措置(代替措置)を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の立入検査・指導等により対応される。</p> <p>【必要性】 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が酸化性固体である第1類の危険物の性状を有し、かつ、生産量、貯蔵量及び取扱量が一定以上であることが確認されたため。 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」(平成23年2月)</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第36条の4、別表第1第1類の項第10号</li> <li>・危険物の規制に関する政令第1条第1項</li> </ul>
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	現在、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を取り扱う施設には、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用が発生する。しかし、今回の改正によって措置が必要となる炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を取り扱う危険物施設及び非危険物施設の件数やその規模(費用は施設の規模によって異なる。)等について把握できないため、具体的な費用についての分析は困難である。 ※ これらの費用とは別に、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分、設置許可申請等の費用が発生する。	
(行政費用)	各施設において設置許可申請等に係る費用が発生する。 ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	危険物の性質に即した規制が課されることで、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する被害の拡大が最小限に抑えられる。また、危険物の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>今回、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を危険物に追加することで、火災による被害の拡大を防止することができる」と、規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することがあげられる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは国民の生命、身体及び財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである上に、代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用を最小限に抑えている。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>
<p>備考</p>	